

## 府民公募型整備事業委員会（丹後広域振興局）開催要領

### （趣旨）

第 1 この要領は、府民公募型整備事業（以下「整備事業」という。）における、府民公募型整備事業委員会（丹後広域振興局）（以下「委員会」という。）を開催するために必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第 2 委員会は、丹後広域振興局における整備事業の事業箇所の採択に関する事項について意見を聴取することを目的とする。

### （委員）

第 3 委員会の委員は、別表 1 及び 2 に掲げる者とする。

2 広域振興局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （運営）

第 4 座長は、委員会の進行を行う。

2 招集する委員は、別表 1 の委員とし、意見を聴取する事案がある場合は別表 2 の委員も招集する。

3 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が広域振興局長の承認を得て、代理出席することができる。

4 委員会は、公開を原則とする。ただし、広域振興局長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

### （その他）

第 5 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、広域振興局長が定める。

### 附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 8 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

|                  |         |
|------------------|---------|
| 京丹後市社会福祉協議会長     | 磯 田 勵 一 |
| 宮津市建設部長          | 山 根 洋 行 |
| 京丹後市建設部長         | 中 西 和 義 |
| 伊根町地域整備課長        | 白 須 剛   |
| 与謝野町建設課長         | 吉 田 達 雄 |
| 京都府丹後広域振興局企画総務部長 | 前 田 尚   |
| 京都府丹後広域振興局建設部長   | 吉 岡 正 男 |

別表 2

|                  |         |
|------------------|---------|
| 京都府教育庁管理部管理課長    | 段 野 裕 之 |
| 京都府警察本部交通部交通規制課長 | 姫 野 敦 秀 |